

最高裁労働判例学習会のご案内

2019年

最高裁判例を読み解く

安倍政権の「働き方改革」は、単に「安倍の悪政」に留まらず、戦後保守政権や財界が1970年代の労働基準法研究会などから進めてきた「労働者保護の撤廃」の完成であるように見えます。労働問題をめぐる裁判でも、労働者の権利がないがしろにされるケースが増えていると実感している向きも多いようです。

今後は、働く者がすべて「個人事業主」になり、そこにはもはや労働者は存在せず、したがって労働者保護のための労働法制はなくてもよいという社会が来かねません。もちろん「非正規労働者」という言葉もなくなります。そんな悪夢のような世界が到来しないようにしなくてはなりません。

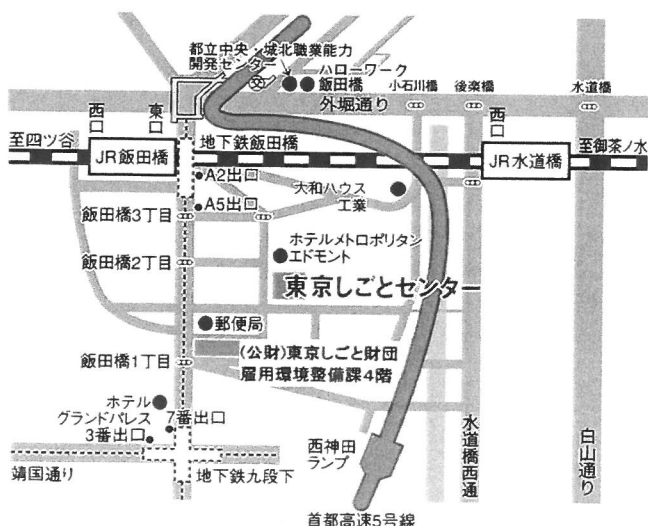
年末恒例となった労働者法律センターの最高裁判例学習会ですが、本年も近藤昭雄先生(中央大学法学部名誉教授)に今年の最高裁判例について解説していただき、学習したいと考えています。

下記のとおりですので、皆様のご参加をよろしくお願いいたします。

記

- ◆日時 2019年12月3日(火)午後6時30分から8時30分まで
- ◆場所 東京しごとセンター 5階セミナー室
- ◆講師 近藤昭雄中央大学法学部名誉教授
- ◆主催 労働者法律センター 三多摩労働者法律センター
北部労働者法律センター
- ◆参加費・資料代 500円

以上



会場案内

[住所] 千代田区飯田橋3丁目10番3号

[電話] 03-5211-1571

水道橋駅西口から徒歩5分 飯田橋駅東口から徒歩7分 九段下駅から徒歩10分

お問い合わせ

労働者法律センター

新宿区四谷三栄町3-14 三栄ビル6階

☎03-3355-4076 fax03-3355-4087